

函館市監査公表第9号

函館市教育委員会教育長から「定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年4月26日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 福 島 恭 二

函館市監査委員 佐 古 一 夫

函 教 管  
平成25年 4月22日

## 改善措置通知書

函館市監査委員 様

函館市教育委員会  
教育長 山本真也

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知します。

## 改善措置通知書

部 局 名	教育委員会		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ その他 ( )		
監査等実施期間	平成24年9月3日～平成24年11月6日	講評日	平成24年11月9日
指 摘 事 項 等			
<p>(3) 教育施設実地監査</p> <p>ア 予算の執行について</p> <p>(ア) 物品調達事務の執行について</p> <p>小学校および中学校において、物品の調達に関し、見積調書および見積書の内容に誤記載などが散見されたほか、実地監査対象校の一部において備品の納入検査が行われていないものが見受けられたことから、学校事務職員を対象とした事務研修会において、指導の徹底を図るなどして、適切な事務の執行を徹底されたい。</p>			
措 置 内 容			
<p>物品調達事務の執行については、平成25年4月開催の市立小・中学校事務研修会において、新規採用および他管内から転入の学校事務職員を対象に、基本的な内容から研修を行います。また、今後、学校の夏季休業期間等を利用して、各小・中学校の事務職員を対象として研修を実施するなど、物品調達事務の適正な執行について、周知徹底を図っていきます。</p>			

## 改善措置通知書

部局名	教育委員会		
監査の種類	定期監査 ・ その他 ( )		
監査等実施期間	平成24年9月3日～平成24年11月6日	講評日	平成24年11月9日
指摘事項等			
<p>(3) 教育施設実地監査</p> <p>ア 予算の執行について</p> <p>(イ) 旅費の執行(支出)について</p> <p>博物館において、旅費の執行に関し、伝票の決裁前に旅行代理店に支払いを済ませるといふ 地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)に規定のない立替払いを行った不適切な支出が見 受けられたことから、地方自治法および会計規則(昭和39年4月1日規則第9号)等関係法令に 則って適切な事務の執行を徹底されたい。</p>			
措置内容			
<p>旅費の執行については、地方自治法および会計規則等関係法令に則り、適切な事務の執行を 徹底することとします。</p>			

## 改善措置通知書

部局名	教育委員会		
監査の種類	定期監査 ・ その他 ( )		
監査等実施期間	平成24年9月3日～平成24年11月6日	講評日	平成24年11月9日
指摘事項等			
<p>(3) 教育施設実地監査</p> <p>イ 現金取扱事務について</p> <p>(ア) 収入金の払い込みについて</p> <p>市立函館高等学校において、収入金の払い込みに関し、当日収納した現金を翌日の正午までに指定金融機関等へ払い込むべきところ、数日後に払い込んでいたことから、会計規則（昭和39年4月1日規則第9号）等関係法令に則って適切な事務の執行を徹底されたい。</p>			
措置内容			
<p>収入金の払い込みについては、会計規則第92条第2項の規定により、当日収納した現金を翌日の正午までに指定金融機関に払い込むことを徹底することとします。</p>			

## 改善措置通知書

部局名	教育委員会		
監査の種類	定期監査 ・ その他 ( )		
監査等実施期間	平成24年9月3日～平成24年11月6日	講評日	平成24年11月9日
指摘事項等			
<p>(3) 教育施設実地監査</p> <p>イ 現金取扱事務について</p> <p>(イ) 歳入報告等の事務処理について</p> <p>博物館において、歳入報告等に関し、現金出納員等が出張等で不在になっているにもかかわらず、報告書等に押印しているものが見受けられたことから、会計規則（昭和39年4月1日規則第9号）等関係法令に則って適切な事務の執行を徹底されたい。</p>			
措置内容			
<p>歳入報告等の事務処理については、あらかじめ現金出納員が不在の場合の代決者を指定しておくなど、会計規則等関係法令に則り、適切な事務の執行を徹底することとします。</p>			